

令和2年12月25日より栃木県地区のタクシー運賃が変わります。

～初乗り距離短縮を伴う運賃改定について～

平成31年1月より、栃木県地区においてタクシーの運賃改定要請が行われておりましたが、11月25日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。

今回の運賃の変更により、初乗り距離を短縮しタクシーを短距離でも利用しやすいものとする一方、タクシー運転者の労働条件の改善を図るため、加算運賃については従来より短い距離・時間で加算され、乗車距離によっては従来の運賃より高くなります。

#### 1. 新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現 行				改 正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
栃木県地区	10.89%	2km	740 円	276 m	90 円	1.1km	500 円	271 m	100 円

※ 運賃表は、以下のURLで参照できます。  
<http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000224960.pdf>

#### 2. 所要増収率の算定根拠 別添のとおり

#### 3. 実施時期：令和2年12月25日（金）

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 春原・生田  
電話：045-211-7246（直通）・FAX：045-201-8802

（配布先）横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

所要増収率の算定根拠【栃木県地区】

別添

原価対象事業者 19社

(単位:千円)

項目	29年度 実績		令和元年度 査定		令和元年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	2,993,541	96.4%	2,887,967	96.3%	3,202,560	96.7%
運送雑収	7,105	0.2%	7,105	0.2%	7,105	0.2%
営業外収益	103,261	3.3%	103,261	3.4%	103,261	3.1%
計	3,103,907	100.0%	2,998,333	100.0%	3,312,926	100.0%
人件費計	1,948,883	59.1%	2,061,910	62.2%	2,061,910	62.2%
運転者人件費	1,797,624	54.5%	1,907,301	57.6%	1,907,301	57.6%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(202,275)	6.1%	(200,560)	6.1%	(200,560)	6.1%
その他人件費	151,259	4.6%	154,609	4.7%	154,609.0	4.7%
燃料油脂費	203,919	6.2%	233,383	7.0%	233,383	7.0%
車両修繕費	93,383	2.8%	94,108	2.8%	94,108	2.8%
車両償却費	44,076	1.3%	28,147	0.9%	28,147	0.9%
その他運送費	373,476	11.3%	313,264	9.5%	313,264	9.5%
一般管理費	484,496	14.7%	434,025	13.1%	434,025	13.1%
営業外費用	113,292	3.4%	111,391	3.4%	111,391	3.4%
小計	3,261,525	98.9%	3,276,228	98.9%	3,276,228	98.9%
適正利潤	36,698	1.1%	36,698	1.1%	36,698	1.1%
運送原価(計)	3,298,223	100.0%	3,312,926	100.0%	3,312,926	100.0%
利潤込収支差	△ 194,316		△ 314,593		0	
利潤込収支率	94.11%		90.50%		100.00%	
所要増収額	194,316		314,593			
(所要)増収率	6.49%		10.89%			